

静 情 審 第 61 号
平成 17 年 12 月 19 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 2 月 15 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

全庁特別調査関係者事情聴取記録の非開示決定に対する異議申立て（諮問第 140 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 16 年 9 月 16 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「2003 年度に裏金についての全庁調査に関し、調査班員が関係者から聴取した内容を記録した文書又は取得した文書」(以下「本件文書」という。)の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 平成 16 年 9 月 29 日、実施機関は、開示請求された公文書に該当する文書は存在していない、又は本件対象文書は刑事訴訟法第 53 条の 2 の「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するとの理由で、非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 16 年 11 月 25 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し開示するとの決定を求めるというものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件文書は、調査員が保管しているとしても、公表された調査結果表を補完するために、組織的に用いるものとして、実施機関の職員が保有しているし、検察庁に任意提出する際にも、総務部総務室が行政機関として取りまとめ、決裁を取って提出しているから、組織共用文書である。
- (2) 本件文書が「訴訟に関する書類及び押収物」であるとしても、捜査は終結し判決が確定しているのであるから、返還請求すべきであり、返還後は開示すべきである。
- (3) 原本は返還されていなくても複写したものがあるはずであり、開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件文書は、事務所運営費に係る全庁特別調査において、関係者から事情聴取した内容に関して断片的に記録したメモであり、調査結果とりまとめの一時的参考として担当者が個人的に管理していたものであり、組織共用文書ではない。

- (2) 本件文書は、刑事訴訟法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するため、条例第 35 条により条例は適用されない。
- (3) 本件開示請求時点では捜査継続中であり、静岡地方検察庁は、本件文書を還付していない。

また、仮還付された場合であっても、領置の効力は継続しており、「訴訟に関する書類及び押収物」であることには変わりないことから、仮に請求をして仮還付されたとしても条例の適用外になる。

5 審査会の判断

当審査会は、本件文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書の性質、内容について

本件文書は、平成 15 年度に総務部総務室（事務所運営費に係る全庁特別調査班）が行った全庁特別調査に際して、関係者から事情聴取した内容を記録した文書又は取得した文書である。

静岡地方検察庁は、平成 15 年 10 月 20 日に本件文書の任意提出を受け、押収目録を交付した。本件処分時においては、本件文書は還付されていない。

(2) 条例の適用除外について

ア 実施機関が主張するように、条例第 35 条により条例の規定が適用されないとすれば、本件文書が公文書であるか否かにかかわらず、実施機関の非開示決定処分は妥当であることになる。

条例第 35 条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。そして刑事訴訟法第 53 条の 2 は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、情報公開法の規定は、適用しないと規定している。したがって、本件文書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すれば、条例の規定は、適用されないことになる。

そこで、本件文書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するかについて検討する。

情報公開法は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、刑事訴訟法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法 53 条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、こ

これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としたものである。(総務省行政管理局編 詳解情報公開法)

押収とは、保全の目的で特定の物の占有を取得することであり、刑事訴訟法上、差押えと領置がある。差押えは、物の所有者、所持者又は保管者から強制的にその物の占有を取得する処分であり(刑事訴訟法第99条第1項、第218条第1項)、領置は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物についてその占有を取得する処分である(刑事訴訟法第101条、第221条)。押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない(刑事訴訟法第120条、第222条第1項)。

本件文書は、静岡地方検察庁に対して任意に提出されたものであり、静岡地方検察庁から押収品目録が交付されている。したがって、本件文書は押収されたものであり、「訴訟に関する書類及び押収物」に該当する。

イ 異議申立人は、原本は返還されていなくても複製したものがあるはずであり、開示すべきであると主張している。しかし、仮に実施機関において写しが保管されていたとしても、写しは原本と同一の内容を有するものであるから、写しを開示すれば、原本を開示するのと同様に、アで述べた適用除外の趣旨を没却することになる。したがって、写しも「訴訟に関する書類及び押収物」に該当する。

(3) 本件文書の公文書性について

条例第2条第2項は、「公文書」とは、実施機関の職員(議会にあっては、議会の事務局の職員。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

本件文書が公文書であるかという点については、異議申立人と実施機関とで主張が対立しているが、(2)で述べたように、本件文書が公文書であるか否かにかかわらず、条例第35条により条例の規定は適用されず、実施機関の非開示決定処分は妥当であるので、当審査会は、この点については審査しなかった。

(4) 意見陳述について

条例第25条第1項は、「審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。」と規定している。異議申立人は、意見陳述申出書を提出し、審査会において意見を述べたい旨申し出ているが、当審査会は、意見陳述の必要はないと判断し、異議申立人に対し意

見を述べる機会は与えなかった。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 2 月 15 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 4 月 8 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 10 月 18 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 10 月 25 日	審議、第一部会へ付託	第 178 回
平成 17 年 11 月 21 日	第一部会において審議	第 179 回
平成 17 年 12 月 8 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 12 月 19 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 180 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 178 回、第 179 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 178 回～第 180 回
小 野 森 男	弁護士	第 178 回～第 180 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 178 回、第 180 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 178 回、第 180 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 178 回、第 180 回